

事業者の皆様へ

事業系ごみ ガイドブック 2025

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで
事業者は自らの責任において事業系ごみを適正に
処理しなければならないと定められています

目 次

はじめに [会津若松市のごみの現状]	P1
事業者の責務	P2
事業系一般廃棄物とは	P3・4
事業系一般廃棄物の分け方・出し方	P5
① 食品・生ごみ ② 木くず（剪定枝・刈草）	P6
③ 古紙（リサイクルできるもの）	P7
④ 紙類（リサイクルできないもの）	P8
⑤ 廃プラスチック類	P9
廃プラスチック類に関するQ & A	P10
事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類表	P11・12
家電4品目のリサイクル、パソコンのリサイクル	P13
資源物回収業者等のお問い合わせ先	P14
事業系一般廃棄物の処理方法	
① 環境センターへ自己搬入する場合	P15
② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理（収集運搬）を委託する方法	P16
事業系一般廃棄物Q & A	P17
根拠となる法令	P18

会津若松市 市民部 環境共生課

はじめに

会津若松市のごみの現状

令和5年度の会津若松市の事業系ごみの1人1日あたりの排出量（グラム／年）は、310グラムであり、全国平均の事業系ごみの1人1日あたりの排出量259グラムと比較すると約1.2倍となっており、全国の同規模230自治体中で181位（ワースト50位）となっています。

また、事業系燃やせるごみの展開調査や組成分析では、燃やせるごみにリサイクル可能な資源物が混入している実態が判っています。

のことから、事業者の皆様に事業系ごみの減量化、資源化及び適正排出を、より一層進めていただくために、本書「事業系ごみガイドブック」を作成いたしました。

各事業者におかれましては、更なるごみの減量と資源化にご協力ください。

全国の事業系ごみ排出量

1位	小金井市	41グラム	※本市は1位の7.56倍
全国平均		259グラム	※本市は平均の1.2倍
181位	会津若松市	310グラム	

（令和5年度 一般廃棄物処理実態調査より）

「ごみ」と「資源物」を区分していますか？

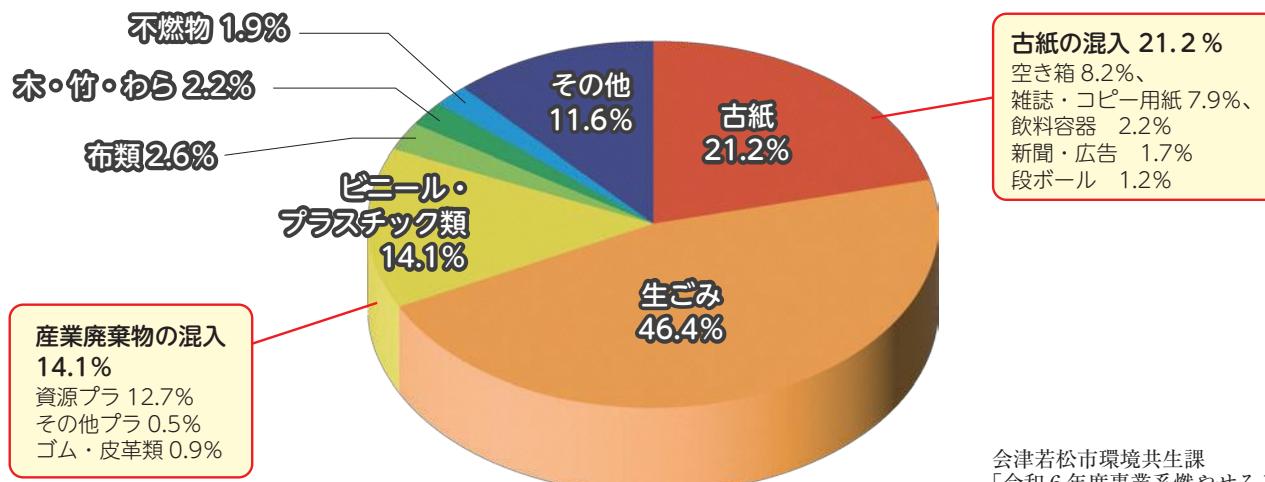
右の写真は、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに搬入された本市の事業系燃やせるごみの展開調査の様子です。

下記のグラフは、組成分析で判明した事業系燃やせるごみの内訳であり、**資源化可能な古紙が21.2%混入**していることが判ります。また、**生ごみも46.4%混入**しています。

適正な分別を行うことで、ごみの減量化と資源化にご協力をお願いします。



展開調査の状況



事業者の責務

事業系廃棄物の処理責務は事業者にあります。

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と「会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第4条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自己責任で適正に処理**すること及び廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。

さらに、法3条第3項にも規定があり、廃棄物の減量や適正処理において、**国及び地方公共団体の施策に協力することが定められています。**

自己処理
責任

3Rの
推進

市施策
への協力

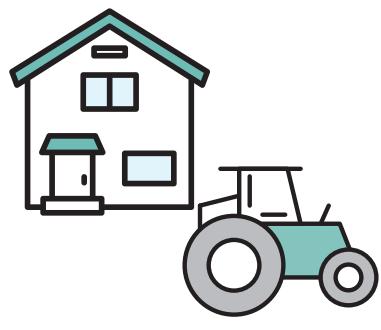
事業者とは?



農業者、商店、飲食店、工場、ホテル等営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、学校、官公署、社会福祉施設等公共サービス等を営む者も含まれます。個人事業者、法人を問いません。

自宅で事業を行っている方へ

- 家庭から発生する生活系ごみと、事業活動から発生する事業系ごみに分別してください。
- 生活系ごみは市で収集しますので、地域のごみステーションへ出してください。
事業系ごみは市で収集しませんので、排出事業者自らの責任で、適正に処理してください。



農業者の自宅兼事業所



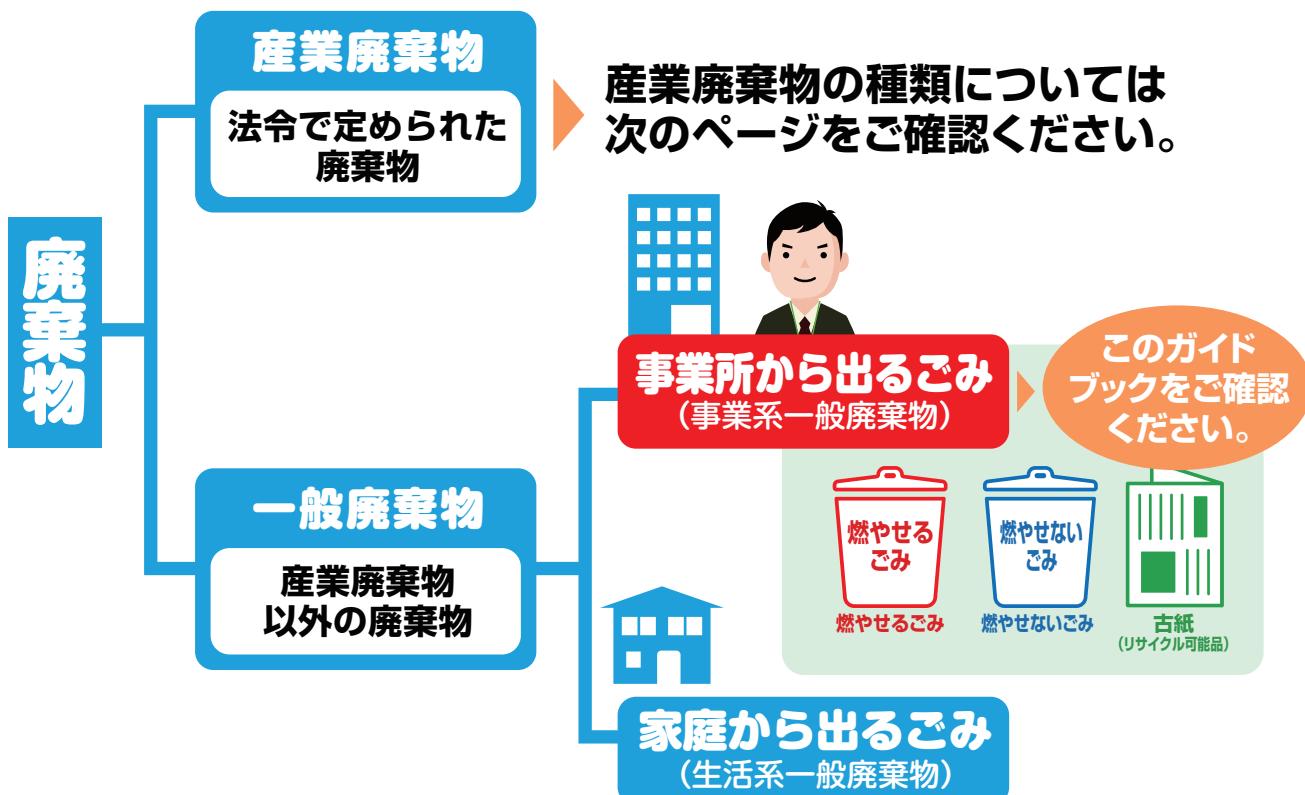
店舗併用住宅

分別



事業系一般

廃棄物のうち、産業廃棄物以外を一般廃棄物といい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物です。事業活動とは会社や工場などの事業所のほか、学校や官公署などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



事業所から出るごみを家庭ごみとして出すことはできません。

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。
事業所から出るごみは規模に関わらず、必ず事業者の責任で処理してください。

不法投棄や野外焼却は犯罪です。

一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が課せられます。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその両方が科せられます。

The panel provides information on waste disposal. It states that household waste is collected, while business waste is the responsibility of the business owner. It also prohibits illegal dumping and outdoor burning, with a red 'X' over illustrations of a campfire and a television set. It includes a table for burning waste:

燃えるごみ
●・●・曜日 ●・●・曜日 ●・●・曜日

3

廃棄物とは

産業廃棄物の種類と具体例



産業廃棄物は20種類に分類されます。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①～⑫、⑳)と特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの(表中⑬～⑲)とがあります。

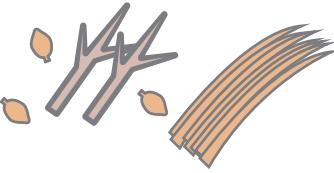
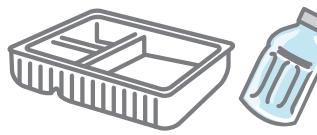
種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルビット汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油等
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等金属属性家具類(机、ロッカー等)
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、石膏ボード、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	鉄物廃砂、電気炉等溶解炉かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの		紙くず
		建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
		木くず
		建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品貿易業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
		繊維くず
		建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
		動植物性残さ
		食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあら等の固形状の不要物
		動物系固形不要物
⑯～⑳の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの		畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
⑰		動物のふん尿
⑱		畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
⑲		畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳		⑯～⑳の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの



事業系一般廃棄物の分け方・出し方

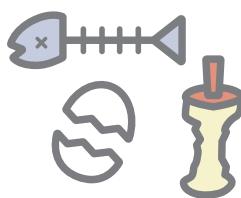
事業系一般廃棄物として処理するもの

事業廃棄物として
処理するもの

<p>1 食品・ 生ごみ P6</p>	<p>食品の売れ残り 料理の食べ残し 飲食店の厨房などから 出る調理くずなど</p> 	<p>可能な限り、生ごみの資源化 をご検討ください。 P14へ</p> <p>環境センター(ごみ焼却施設)に自己 搬入するか、一般廃棄物収集運搬業 許可業者に処理を委託してください。 P15・P16へ</p>
	<p>小売店等で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品や、 余剰食品、規格外商品など</p>	<p>フードバンクへの寄付を ご検討ください。 P14へ</p>
	<p>・食料品製造業などの業種から発生する食品廃棄物は産業廃棄物です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。</p>	
	<p>2 木くず (剪定枝・刈草) P6</p>	 <p>剪定枝 刈草など</p>
		<p>環境センター(ごみ焼却施設)に 自己搬入してください。 P15へ</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可業者に処 理を委託してください。 ※産業廃棄物以外の木くずのみ P16へ</p>
	<p>・建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。</p>	
<p>3 古紙 リサイクル できるもの P7</p>	<p>リサイクルできるもの 新聞、段ボール、紙パック、 雑誌、雑がみ(オフィス ペーパー)、シュレッダー古 紙などの古紙類 シュレッダー古紙はリサ イクルが原則です。 ※オフィスペーパー(雑がみ) とは、新聞、段ボール、紙 パック、雑誌以外の紙です。</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業許可業者 に回収を依頼してください。 P16へ</p>
	<p>古紙業者などに自己搬入してく ださい。 P14へ</p>	
<p>4 紙類 リサイクル できないもの P8</p>	<p>リサイクルできないもの 防水加工された紙、 圧着はがき、感熱紙、 カーボン紙など</p> 	<p>環境センター(ごみ焼却施設)に自己 搬入するか、一般廃棄物収集運 搬業許可業者に処理を委託してく ださい。 P15・P16へ</p>
	<p>・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</p>	
<p>5 廃プラスチック類 P9</p>	<p>事業系一般廃棄物 従業員が事業所で飲食した弁当がらなど のプラ容器、ペットボトルなど</p> 	<p>環境センター(ごみ焼却施設、ご み破碎施設)に自己搬入するか、 一般廃棄物収集運搬業許可業 者に処理を委託してください。 P15・P16へ</p>
	<p>・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</p>	
<p>5 廃プラスチック類 P9</p>	<p>産業廃棄物 カラーコーン、バケツ、 ハンガー、ブルーシート、 発泡スチロール、作業着など</p>	<p>産業廃棄物処理業者に処理を 委託してください。 ※1</p>
	<p>※1 柔らかいプラスチック(容器包装など)は、環境 センターで産業廃棄物(燃やせるもの)として 受け入れましたが、ごみの増加に伴い、平成 14年度に受け入れを停止しました。</p>	
<p>P16へ</p>		



例



食品の売れ残り
料理の食べ残し
飲食店の厨房などから
出る調理くずなど

自己搬入

許可業者

処理施設

- 再資源化事業者 ①
- 環境センター
(ごみ焼却施設) ② ③

※食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物性の残さは産業廃棄物として処理してください。

処理方法

①ごみを出す前に、可能な限り生ごみの資源化をご検討ください (14ページ参照)

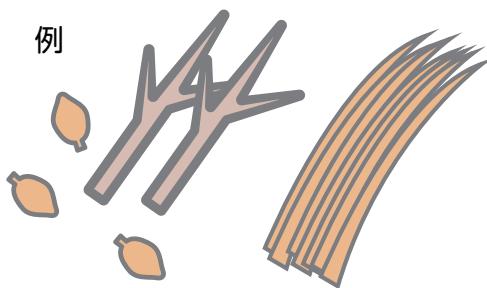
②環境センター(ごみ焼却施設)へ自己搬入する(有料)

・生ごみは水切りを徹底してください。

③一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する

委託先については、16ページ「会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧」をご覧ください。・生ごみは水切りを徹底してください。

例



剪定枝
刈草など

自己搬入

許可業者

処理施設

- 環境センター
(ごみ焼却施設)
① ②

※建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、木材、木製品製造業者の作業工程で生じたもの、また業種に関わらず貨物の流通で使用した木製パレット等は、産業廃棄物として処理してください。

処理方法

①環境センター(ごみ焼却施設)へ自己搬入する(有料)

直径若しくは1辺15cm又は長さ2mを超える木及び木柱は搬入できません。

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する

委託先については、16ページ「会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧」をご覧ください。

例



リサイクルできるもの

新聞、段ボール、
紙パック、雑誌、
オフィスペーパー(雑がみ)、
シュレッダー古紙などの
古紙類

自己搬入

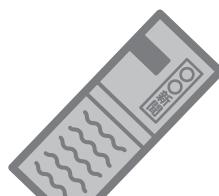
許可業者



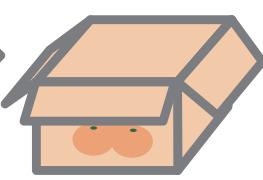
処理施設
古紙業者など ① ②

※新聞、段ボール、紙パック、雑誌だけではなく、オフィスペーパー(雑がみ)とシュレッダー古紙の分別の徹底をお願いします。
雑がみは燃やせるごみへの混入割合が多く、分別すれば大幅なごみの減量につながります。

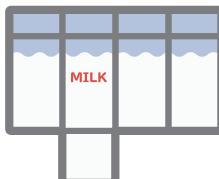
古紙の種類



新聞



段ボール



紙パック



雑誌

オフィスペーパー(雑がみ)



シュレッダー古紙は資源化できます
古紙業者へお問い合わせください



可能な限り、古紙の資源化をお願いします!

処理方法

①一般廃棄物収集運搬業許可業者に回収を依頼する

委託先については、16ページ「会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧」をご覧ください。

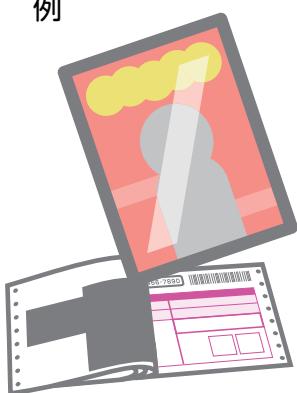
②自ら古紙業者へ持ち込む

古紙業者によって、分別区分などが異なる場合があります。
収集運搬許可業者又は古紙業者へ相談してください。

古紙業者については、14ページ「資源物回収業者等のお問い合わせ先」をご覧ください。



例



リサイクルできないもの

防水加工された紙、
圧着はがき、感熱紙、
カーボン紙、
汚れた紙(油のついた紙、
ティッシュくず)など

自己搬入

許可業者

処理施設

●環境センター
(ごみ焼却施設)

① ②

リサイクルできないもの×(禁忌品)



食品残渣のついた紙
臭いのついた紙
防水加工された紙



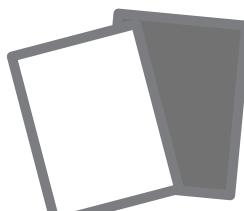
印画紙(写真)
圧着はがき



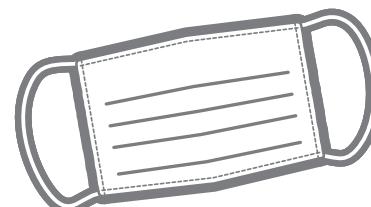
感熱紙(レシート)
カーボン紙、シールと台紙、
粘着テープ



ラミネート紙、
樹脂・
アルミコーティング紙



カーボン紙、
ノーカーボン紙



不織布

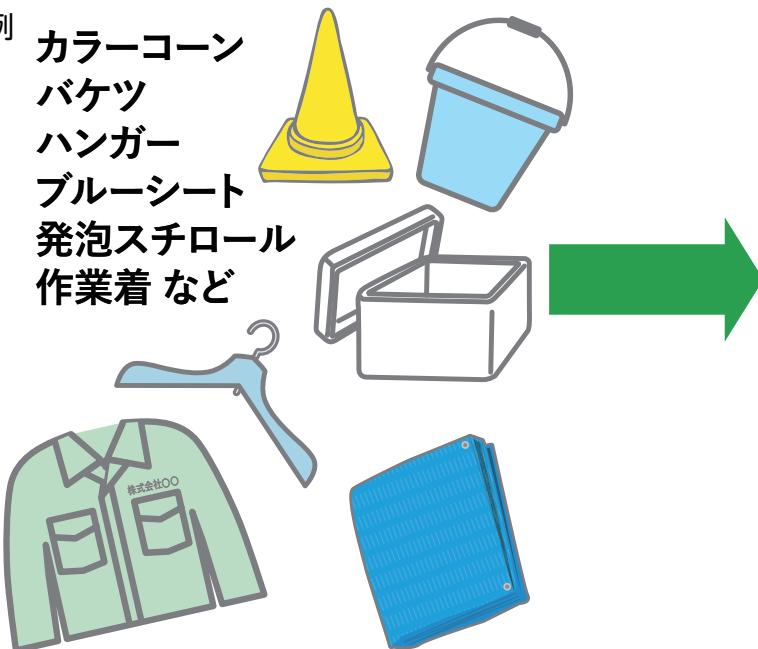
処理方法

①環境センター(ごみ焼却施設)へ自己搬入する(有料)

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する

委託先については、16ページ「会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧」をご覧ください。

例 カラーコーン
バケツ
ハンガー
ブルーシート
発泡スチロール
作業着 など



産業廃棄物

廃プラスチック類は、
ほとんどが
産業廃棄物です。

ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けて、
廃プラスチック類をリサイクルに出すように努めてください

事業系一般廃棄物

例 従業員が事業所で
飲食した
弁当がらなどの
プラ容器、
ペットボトル



自己搬入

許可業者

処理施設

●環境センター
(ごみ焼却施設、
ごみ破碎施設)
① ②

処理方法

①環境センター(ごみ焼却施設、ごみ破碎施設)へ
自己搬入する(有料)

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する

委託先については、16ページ「会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧」をご覧ください。

廃プラスチック類に関するQ&A

Q コンビニエンスストア等の小売店の店頭に設置しているごみ箱のごみはどうなりますか。

A コンビニエンスストア等の小売店の店頭に設置しているごみ箱のごみは、一般的に利用者の日常生活から出されたごみと判断されます。その中に廃プラスチック類が混入していたとしても事業活動から発生する産業廃棄物には分類されず、事業系一般廃棄物に分類されます。(類似例:駅構内やサービスエリアのごみ箱など)

Q 従業員が飲食した弁当がらやペットボトルはどうなりますか。

A 従業員の飲食等に伴う弁当がらやペットボトル(容器包装廃プラスチック)は、一般廃棄物として取り扱います。なお、処理を行う自治体や一部事務組合により、分類が異なる場合があります。

Q 収集運搬を委託して搬入する場合、委託料金はどうなりますか?

A 産業廃棄物の収集運搬を許可業者へ委託した場合、委託料金に産業廃棄物処分料金及び資源循環利用促進税が含まれています。許可業者へ委託する場合、契約金額については許可業者へ直接お問い合わせください。

Q マニフェストの交付は必要ですか?

A 排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、その廃棄物の処分状況を自ら確認する必要があり、マニフェストの交付が義務付けられていますが、自己搬入により産業廃棄物を都道府県及び市町村の処理施設へ搬入する場合は不要です。収集運搬を委託して、都道府県及び市町村の処理施設へ搬入する場合には、排出事業者と収集運搬業者間は必要になります。



事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類表

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの) 農業(出荷用のダンボール)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	<input type="radio"/>	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、伐根・伐採材、水道解体材等	建設業 (工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの)	<input type="radio"/>	
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	木製机、テーブル、いす、梱包材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	<input type="radio"/>	
		物品賃貸業に係る廃木製	<input type="radio"/>	
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業	<input type="radio"/>	
	測量杭、測定ポール	測量業	<input type="radio"/>	
	街路樹剪定木、庭木剪定木、刈草	造園業、園芸サービス業	<input type="radio"/>	
	河川・道路管理等に伴う流木、木ぎれ、刈草	国・県・市等管理者	<input type="radio"/>	
	間伐材	育林業	<input type="radio"/>	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所	<input type="radio"/>	
繊維くず	木製パレット(パレットに固定された木製の構築物を含む)	全事業所	<input type="radio"/>	
	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)	<input type="radio"/>	
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等	<input type="radio"/>	
	繊維くず	繊維製品製造業	<input type="radio"/>	
動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	百貨店、スーパー、寝具店等	<input type="radio"/>	
		食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、穀類・精粉業、豆腐製造業等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等	<input type="radio"/>	
動物性固形不要物	賞味期限切れの製品くず	同上	<input type="radio"/>	
		と畜場、食鳥処理場	<input type="radio"/>	
		精肉店、飲食店、ホテル等	<input type="radio"/>	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等	<input type="radio"/>	
	ペット等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院等	<input type="radio"/>	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等	<input type="radio"/>	
	ペット等の死体	ペットショップ、犬猫病院等	<input type="radio"/>	

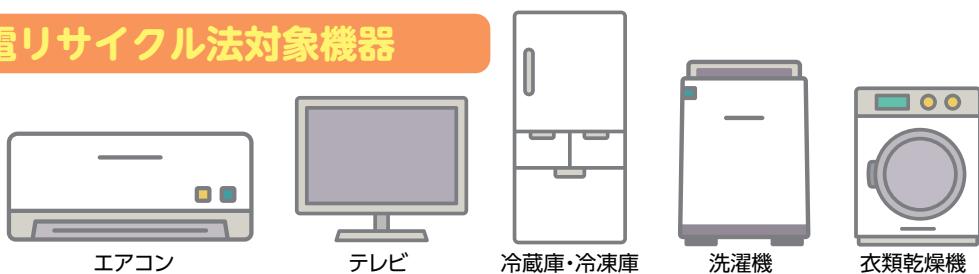
ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すず)等	全事業所(浴場、約肉店、事務所等)		○
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		○
汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所(工場、飲食店、旅館、国、県、市等)		○
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		○
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		○
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		○
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発砲包装材、発砲トレー等	全事業所		○
	農業用マルチ、出荷用選別かご等			
	従業員が事業所で飲食した弁当がらなどのプラ容器、ペットボトルなど	会社、事業所等	○	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具、天然ゴム製長靴等	全事業所		○
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物(飲料缶などの金属容器、金属製品等)	会社、事業所等	○	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物(びんなどのガラス製容器)	会社、事業所等	○	
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼、製鋼圧延業等		○
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		○
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		○
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		○
産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設		○



家電4品目のリサイクル

事務所、店舗などで使用しているエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機で、家庭用として製造されたものは、「家電リサイクル法」により販売店や産業廃棄物収集運搬許可業者または指定取引場所に適切に引き渡すことが定められています。

家電リサイクル法対象機器



処理方法

①(原則) 購入した販売店、または買い替えをする販売店に依頼

必要な費用=リサイクル料金(※)+収集運搬料金

②産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

必要な費用=リサイクル料金(※)+収集運搬料金

16ページの一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表の産廃欄に○印が付いている業者にお問い合わせください。

③指定引取場所に自己搬入 必要な費用=リサイクル料金(※)

自己運搬処理→郵便局にある「家電リサイクル券」で、リサイクル料金を支払い後に、自身で下記のいずれかの指定取引場所まで運搬する。

指定取引場所

(株)会津丸三 河東町八田字大野原205 ☎0242-94-2041

(株)釜屋 会津事業所 町北町大字始字見島78番地 ☎0242-23-1874

家電リサイクル料金 令和3年4月1日現在、1台につきの料金(税込)

対象品目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
リサイクル料金	¥990～¥9,900	¥1,320～¥3,700	¥3,740～¥6,149	¥2,530～¥3,300

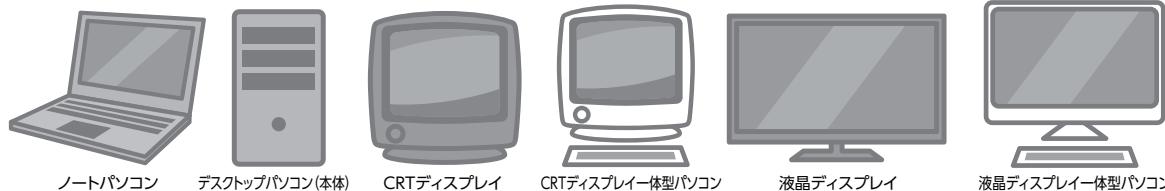
(※)家電リサイクル料金は製造業者等により設定金額が異なります。詳細は、最寄りの郵便局または家電リサイクル券センター

(フリーダイヤル ☎0120-319-640)にお問い合わせください。家電リサイクル券センターホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp>)



パソコンのリサイクル

事務所、店舗などで使用しているパソコンの処分は、「資源有効利用促進法」で回収・リサイクルが義務付けられている各メーカーに処分を依頼してください。



処理方法

各メーカーの「事業系PCリサイクル受付窓口」へお申し込みください。

【お問い合わせ先】

その他不明な点は、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ:<http://www.pc3r.jp>からご確認ください。



資源物回収業者等のお問い合わせ先

もつぱ ぶつ
【専ら物】

【令和7年9月】
順不同

業者名	取扱品目							住所	電話番号
	新聞	雑誌 オフィス ペーパー	段ボール	紙パック	スチール	アルミ	びん		
(株)釜屋	○	○	○	○	○	○		会津若松市町北町 始字見島78	0242-23-1874
佐藤商店	○	○	○	○		○	○	会津若松市花見ヶ丘 二丁目11-3	0242-28-3571
(株)中商リサイクル	○	○	○	○		○		会津若松市神指町大字 南四合字幕内西321-6	0242-27-6474
アマルク会津町北	○	○	○	○	○	○		会津若松市町北町大字 始字見島95	0242-25-2368
アマルク会津一ノ堰	○	○	○	○	○	○		会津若松市門田町大字 一ノ堰字村西566-5	0242-38-2181

※各業者の事情により、取扱品目等が変更される場合がありますので、事前に確認してください。
専ら物…廃棄物の中で専ら再生利用を目的とする、古紙、金属くず、空きびん類、古繊維を指します。

【食品】

業者名	項目	住所	電話番号
荒川産業(株) コンポストセンター	生ごみの資源化	会津若松市門田町大字 一ノ堰字村西566-5	0242-38-2181
(株)佐藤総業	生ごみの資源化	会津若松市一箕町大字 八幡字柏木13-2	0242-24-5933
社会福祉法人 会津若松市 社会福祉協議会	食品廃棄を減らす取組 フードバンク ※フードバンクは、食料品の廃棄ロスを少なくする「もったいない」の活動です。流通できなくなった食品を企業などからの寄付を受けて、生活にお困りの方などにお渡しするものです。	会津若松市追手町5-32	0242-28-4030



事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は次の2つのいずれかの方法で処理してください。

①会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに自己搬入する方法

事業者自ら環境センターに事業系ごみを搬入することができます。持ち込みできる事業系ごみは、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物です。

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター

〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神494番地3

電話:0242-27-9004

利 用 時 間

施設名	ごみ焼却施設	ごみ破碎施設
曜 日	月～金曜日(祝祭日を含む)	月～金曜日(祝祭日を除く)
時 間	午前8時30分～正午 午後1時00分～午後4時30分 ※祝祭日の水曜日は午前のみ	午前8時30分～正午 午後1時00分～午後4時30分

手数料(事業系一般廃棄物)

区 分	手数料
燃やせるもの	10kgごとに120円
燃やせないもの	10kgごとに260円

使用料(産業廃棄物)

区 分	使用料
燃やせないもの	10kgごとに350円

処理できる産業廃棄物(燃やせないものに限る)

- 一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲の量のもの
- 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず
- 固形状廃プラスチック類(自動車用タイヤを除く)



②一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理(収集運搬)を委託する方法

自己搬入できない場合は、下記の民間事業者に処理(収集運搬)を委託してください。

事業系一廃



【令和7年9月】
順不同

会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧

No.	名 称	住 所	電話番号	産廃 ※1
1	会津若松市一般廃棄物協業組合	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地	0242-29-5388	○ ※2
2	株式会社ジー・エス・ピー	会津若松市神指町東城戸216番地	0242-22-2929	○
3	株式会社佐藤総業	会津若松市一箕町大字八幡字柏木13番地2	0242-24-5933	○
4	松浦商事株式会社	会津若松市神指町大字南四合字幕内西351番地2	0242-27-4433	○
5	会津清掃有限会社	会津若松市日新町3番54号	0242-27-0269	○
6	第一清掃有限会社	会津若松市高野町大字中沼字沼木56番地	0242-25-2512	
7	河東ダスト	会津若松市河東町金田字藤倉新田66番地	0242-75-3947	
8	河東クリーン	会津若松市河東町広田字横堀208番地	0242-75-3401	

※1 産廃…福島県産業廃棄物処理(収集運搬)業者の略。丸印のある業者には、産業廃棄物の処理委託も可能です。
許可の範囲などは直接業者に確認してください。

※2 会津若松市一般廃棄物協業組合については、各組合員が産廃の許可を受けています。

許可を受けていない業者には、
ごみの運搬や処分を委託できません。

廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又は両方が課せられます。

産業廃棄物はこちら

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

お問い合わせ先

産業廃棄物処理業者の紹介

一般社団法人
福島県産業資源循環協会
TEL 024-524-1953

お問い合わせ先

産業廃棄物に関する相談

福島県
産業廃棄物課
TEL 024-521-7264



事業系一般廃棄物 Q&A

Q 事業所から排出するごみは少量でメモ紙や茶がらなどの家庭から排出するごみと変わらないのですが、地域のごみステーションに出せませんか？

A ごみの量や種類にかかわらず、事業所から排出するごみは、地域のごみステーションに出すことはできません。

Q 資源物を「ごみステーション」又は「集団回収」に出すことはできますか？

A 「ごみステーション」は、家庭から出される廃棄物や資源物を回収するためのもので、事業所からの資源物を出すことはできません。事業系の資源物は、それぞれの事業者の責任において回収業者に委託していただくか、直接、古紙業者などにご相談いただき、持ち込んでいただくことになります。(14ページ参照)
なお、「集団回収」は、団体によっては対応可能なため、各団体にお問い合わせください。

Q 自宅で事務所を構えているのですが、どのように出したらよいでしょうか？

A 事業に伴うごみを分別して、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、環境センター(ごみ焼却施設・ごみ破碎施設)に自己搬入してください。

Q ごみは書類しか出ないのですが、どのように出せますか？

A 紙類はリサイクルできますので、ぜひ古紙業者をご利用ください。(14ページ参照)
ほかに、新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィスペーパー(雑がみ)、シュレッダー古紙も同様です。

Q 一般廃棄物収集運搬業許可業者はどのように選べばいいのですか？

A 16ページの一般廃棄物収集運搬業許可業者の中からお選びください。見積を取る前に、近隣の事業所と同じ許可業者と契約すると、効率的な契約となる場合がありますので、情報収集も大切です。

Q 一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約するまで、どのような手順になりますか？

A 契約する前には、①ごみの種類 ②ごみの量 ③収集回数をはっきり伝えることが大切です。①～③をもとに料金が決定することになります。正式な契約をする際は、必ず契約書を取りかわしましょう。

Q 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する場合、料金はどのくらいかかりますか？

A 統一料金はありません。上記の①～③によって料金は異なります。
数社から見積を取り、よくご検討のうえ、契約しましょう。



根拠となる法令

会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例[抜粋]

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用、誇大包装の回避等により、その減量化を図るとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、当該廃棄物の適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律[抜粋]

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に務めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

食品ロス削減推進法(食品ロスの削減の推進に関する法律)[抜粋]

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)[抜粋]

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)[抜粋]

(事業者等の責務)

第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行つて、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)[抜粋]

(事業者及び消費者の責務)

第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。



会津若松市の事業者の皆様 3R+Renewableへのご協力を お願いいたします



ゼロカーボンシティ会津若松宣言!

会津若松市は地球温暖化対策として、「2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指し、「省エネの推進」、「電化の推進」、「再生可能エネルギーの地産地消の推進」、「3R+Renewableの推進」に取り組みます。ごみの焼却や収集運搬等で、多くの温室効果ガスが発生しますので、3R+Renewableへのご協力をお願いいたします。



Reduce 発生抑制 大切に使ってごみを減らしましょう

Reuse 再 使用 使えるものは繰り返し使いましょう

Recycle 再資源化 資源として再利用しましょう

Renewable (リニューアブル)

プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に切り替えましょう

事業系ごみガイドブック

令和7年(2025年)9月発行

会津若松市 市民部 環境共生課

TEL 0242-27-3961 FAX 0242-29-1618
E-mail kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

